

北京三友知識産権代理有限公司

2006年第6号(通巻53号) 2006年6月発行

今年初4ヶ月の中国のPCT出願件数は、昨年から同比4割が増加

自主イノベーションが第9回科博会を光らせる

北京の人民法院が、知的財産の損害賠償基準を引き上げる

中米で知的財産権税関保護協力事業が開始される

税関による知的財産権の保護。第1四半期で500余件の権利侵害事件を摘発



今年初4ヶ月の中国のPCT出願件数は、

昨年から同比4割が増加

知識産権報電 2006-5-29

最新の統計が明らかにするところによれば、今年初4ヶ月で中国において出願されたPCT特許出願は、合計880件で、昨年同時期と比較して40.4%増加しており、年間で3000件を突破する見込みである。情報筋によれば、近年来、中国のPCT出願件数は、一貫して急増傾向にあり、2000年には784件しかなかったが、2005年には2452件にも達し、PCT締約国で第10位に位置している。年平均増加率は25.6%で、全世界の7.5%を遥かに上回る増加速度である。



自主イノベーションが第9回科博会を光らせる

知識産権報電 2006-5-25

5月23日、5日間の第9回科学技術産業博覧会(以下、「科博会」という。)が、北京で正式に開幕した。その中で最大のイベント 第9回科博会のテーマ展、国際ハイテク技術展覧会において、19の国と地域及び全国各省、各市の2000余社の企業及び機関から、北京国際展覽センターに集められ、展示された



最新科学技術の成果及び製品は、再び、5月の北京に世界の注目を受けさせた。

記者が第9回科博会組織委員会から聞いたところでは、今回の科博会の“主旋律”は、自主イノベーションであって、“十一五”計画(第11次5カ年計画)、自主イノベーションとイノベーション型国家の建設、区域経済協力と協調発展、循環経済、オリンピック経済、文化創意産業の六大ホットトピックを際立たせている。このほか、科博会では、“科学技術と文化創意産業”をテーマとする二つのコーナーが、1万平方メートル近い面積で、初めて設置された。ハイビジョンテレビ番組、IPテレビ、携帯テレビ電話、携帯新聞電話、デジタルマルチメディア放送、地下鉄のモバイルテレビ等の最新メディア科学技術の成果が展示され、国家ニューメディア産業基地、文化創意産業ビル等のいくつかのスポットライトプロジェクトも、同時公開された。

知るところでは、科博会は、科学技術部、商務部、教育部、情報産業部、中国国際貿易促進委員会、国家知識産権局と北京市人民政府によって主催されている。前8回で入念に育成されることによって、科博会は、中国が国際科学技術経済貿易交流を行う上での重要な活動の一つとなっている。

北京の人民法院が、知的財産の損害賠償基準を引き上げる

知識産権報電 2006-5-11

北京市高級人民法院副院長懐効鋒氏が最近北京で話したところによれば、北京の人民法院は、知的財産に係る損害賠償額を確定するとき、権利侵害行為に対する制裁力を強化し、被害者の被った損害を全面的に賠償させるという司法理念を貫かなければならないとのことである。模倣品の製造、販売で、権利侵害を業として、故意に反復して侵害する等の情状が著しい知的財産権侵害行為については、法律の定める範囲内で損害賠償基準を適宜に引き上げることができる。

また、懐効鋒氏が語ったところでは、近年来、北京の人民法院が受理する知的財産事件の類型は多様化し、事情は複雑化している。ネットワークが既に知的財産紛争の“多発地”となり、著作権及び著作隣接権を侵害する情状も著しく、事件の管轄は、権利侵害事件当事者の“訴訟戦術”となり、有名ブランドの権利者が司法的手段によって“模倣品を摘発し、権利を保護する”傾向は顕著なものとなり、行政訴訟は、権利侵害とされた者が防御をする重要な手段となっている。知的財産司法の保護効力をさらに一層強化するために、権利者の損害と権利侵害者の得た利益がいずれも明らかにできず、参照して算定することができる許諾料もない場合においては、法定賠償を適用できる、とされている。原告が第二審の期間に拡大された損害について賠償を求めるときは、第二審人民法院は、直接に、第二審の期間に原告が被った損害について判決することができる。人民法院は、さらに積極的に訴訟前、仮の措置を執ることにより、知的財産の権利者の適法な権利利益を保護しなければならない。懐効鋒氏の話では、著作権、不正競争等の事件において、権利者が自分が権利者である



ことの証拠を一応提出して、証明の要求を満たすことができれば、被告は、権利帰属の問題について異議を提起しても、立証して反論しなければならず、証拠を提出することができない、又は証拠が不十分であるときは、原告が有する権利を認めなければならないと話している。

中米で知的財産権税関保護協力事業が開始される

人民日報電 2006-5-26

5月25日、税関総署と米国貿易開発局は、北京で、知的財産権保護協力事業の調印式を挙行了。税関総署孫松璞副署長、米国貿易開発局アスキー局長は、それぞれ両国政府を代表して、関係協定に署名した。事業の計画によれば、中米両国政府の関係部門は、知的財産権保護の専門家を派遣し、中国税関の管理層と開港の第一線の税関職員に対して、知的財産権保護に関する国際規則、中米及びその他主要国の知的財産権保護に関する法律法規、知的財産権の水際保護に関する専門知識について、具体的な措置及び取締りの経験を体系的に説明するという。

税関による知的財産権の保護。第1四半期で500余件の権利侵害事件を摘発

人民日報電 2006-5-17

近年、中国の知的財産権保護に関する法律法規が日増しに完備され、統一的、高効率の知的財産権税関取締体制が次第に確立されてゆくにしたがって、輸出入段階における知的財産権侵害行為は、効果的に抑制されている。今年第1四半期で、全国の税関で摘発された知的財産権侵害事件は537件で、事件総額は2400万人民币に達した、とのことである。

情報によれば、現在、税関で摘発される権利侵害事件は、主に貨物運送ルートに集中している。税関の監督、管理を忌避し、法律の制裁を回避するために、不法分子の権利侵害手法も常に“一新”されている。登録商標に類似した図形、文字を使用することによって、“エッジボール”を打つことを狙う。貨物と侵害商標を分離して、出国した後で組合せて、欺もうして通関しようとする。このほかに、手荷物、郵便物ルートでの知的財産権侵害事件も増加傾向にある。ある国内企業又は個人は、集中していたものを分散させることを始め、携帯又は郵送の方法によって権利侵害商品を輸出している。特に、インターネット活用の普及と発展に伴って、国内と国外の不法分子が相互に共謀し、ウェブサイトを開設して売り捌いたり、中国国内で買い付け、小包郵便又は速達で発送し、輸出する方法によって権利侵害商品の貿易を行っている、とのことである。

このため、各地の税関では、知的財産権保護の特別活動を積極的に展開し、アパレル、靴、帽子、自動車部品、照明器具と腕時計等を保護の重点に加え、度重なって権利侵害が発生している企業を重点摘発対象に加え、検挙力を強化

するという。また、地方の工商、特許、著作権、公安、司法等の関係部門との連携、協力の強化を重視し、税関の取締効果を向上させるとのことである。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街 35 号
国際企業大厦 A 座 16 層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋 4 丁目
5 番 12 号 岩田ビル 5 階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp

